

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	実績判定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
-----	-----------------------	--------	--------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること

チェック欄

✓

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定 期間内の 各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	平成 年 月 日
	至	令和3年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日	平成 年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

- 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の 寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
	人	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	月

$$\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数} \quad \begin{array}{|c|c|} \hline A & \text{人} \\ \hline \end{array} \times 12 = \begin{array}{|c|c|} \hline & \text{人} \\ \hline \end{array} \geq 100 \text{人}$$

実績判定期間の月数

B

月

↑

小数点以下は切り捨てます。

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていないければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会		チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること			✓
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
すべての事業活動に係る金額等		①	実績判定 期間 (指標) 182,163,211 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等		②	0 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	0 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円
合 計 (①+②+③+④+⑤)		⑥	0 円 ⇒②へ
基準となる割合 (②÷①)		③	0%

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
①	令和2年4月1日～令和3年3月31日	28人	0人	0%	2人	7.1%
②	令和3年4月1日～令和4年3月31日	30人	0人	0%	3人	10.0%
③	令和4年4月1日～令和5年3月31日	30人	0人	0%	2人	6.6%
④	令和5年4月1日～令和6年3月31日	30人	0人	0%	2人	6.6%
⑤	令和6年4月1日～令和7年3月31日	28人	0人	0%	3人	10.7%
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	0%	人	%
申 請 時		28人	0人	0%	2人	7.1%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 ☒ 無	有 ☒ 無	有 ☒ 無	有 ☒ 無	有 ☒ 無	有・無	有 ☒ 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所 を活用する会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		28人	30人	30人	30人	28人	人	28人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数		2人	3人	2人	2人	3人	人	2人

役 員 の 内 訳												
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況								
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請 時	就任・退任	
											年月日	
井出 里香		理事		○	○	○	○	○		○	平成22年7月1日 就任	
臼杵 尚志		理事			○	○	○	○			令和3年6月5日 就任 令和6年6月8日 退任	
小野寺 昇		理事						○		○	令和6年6月8日 就任	
大河内 博		理事			○	○	○	○	○		○	平成22年7月1日 就任
片山 葉子		理事			○	○	○	○	○		○	平成22年7月1日 就任
加藤 俊吾		理事			○	○	○	○	○		○	平成28年7月1日 就任

兼保 直樹		理事		○	○	○	○	○		○	平成22年7月1日 就任
鴨川 仁		理事		○	○	○	○	○		○	平成29年6月1日 就任
小林 拓		理事		○	○	○	○	○		○	平成26年7月1日 就任
櫻井 芳之		理事		○	○	○	○	○		○	平成26年7月1日 就任
佐々木 一哉		理事		○	○	○	○	○		○	平成26年7月1日 就任
高橋 通子		理事		○	○	○	○	○			平成18年5月11 日就任 令和6年6月8日 退任
田中 文男		理事		○	○	○	○	○		○	平成18年5月11 日就任
田中 義朗		理事			○	○	○	○		○	令和3年6月5日 就任
土器屋由紀子		理事		○	○	○	○	○		○	平成18年5月11 日就任
長尾 年恭		理事		○	○	○	○	○		○	平成30年7月1日 就任
南齋 勉		理事						○		○	令和6年6月8日 就任
楠城 一嘉		理事			○	○	○	○		○	令和3年6月5日 就任
畠山 史郎		理事		○	○	○	○	○		○	平成22年7月1日 就任

春名 薫		理事		○	○	○	○	○	○	平成 22 年 7 月 1 日 就任
平井 信行		理事		○	○	○	○	○	○	平成 18 年 5 月 11 日就任
廣瀬 勝己		監事		○	○	○	○	○		令和 2 年 7 月 1 日 就任 令和 6 年 6 月 8 日 退任
藤井 敏嗣		理事		○	○	○	○	○	○	平成 28 年 7 月 1 日 就任
古田 豊		理事		○	○	○	○	○	○	平成 28 年 7 月 1 日 就任
堀井 昌子		理事		○	○	○	○	○		平成 22 年 7 月 1 日 就任 令和 6 年 6 月 8 日 退任
増山 茂		理事		○	○	○	○	○		平成 22 年 7 月 1 日 就任 令和 6 年 6 月 8 日 退任
三浦 和彦		理事		○	○	○	○	○	○	平成 22 年 7 月 1 日 就任
皆已 幸也		理事		○	○	○	○	○	○	平成 26 年 7 月 1 日就任
村田 浩太郎		理事						○	○	令和 6 年 6 月 8 日 就任

山本 正嘉		理事			○	○	○	○		○	令和3年6月5日 就任
和田 龍一		理事		○	○	○	○	○		○	平成30年7月1日 就任
岩坂 泰信		理事		○	○						平成18年5月11 日理事就任 令和3年6月5日 退任
岩坂 泰信		監事			○	○	○	○		○	令和3年6月5日 監事就任
佐藤 政博		理事		○	○	○	○	○			平成24年7月1日 就任 令和6年6月8日 退任
橋本久美子		理事		○							平成19年7月1日 就任 令和2年6月30日 退任
三浦雄一郎		理事		○	○						平成18年5月11 日就任 令和3年6月5日 退任
渡辺 豊博		理事		○							平成18年5月11 日就任 令和2年6月30 日退任
浅野 勝己		理事		○	○						平成18年5月11 日就任 令和3年6月5日 退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
小口現金出納帳	手書き ルーズリーフ	毎日	10年
総勘定元帳	会計ソフト（会計王） ルーズリーフ	月1回	10年
仕訳日記帳	会計ソフト（会計王） ルーズリーフ	月1回	10年
固定資産台帳	表計算ソフト（エクセル） ルーズリーフ	都度	10年
給与台帳	表計算ソフト（エクセル） ルーズリーフ	月1回	10年

〔記載要領〕

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬明細等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・無	有・ 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・無	有・ 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・無	有・ 無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・無	有・ 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・無	有・ 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・無	有・ 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・無	有・ 無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	182,163,211 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	182,163,211 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	23,340,593 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	23,340,593 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会				
-----	-----------------------	--	--	--	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏 名	職 名	法人との関係 （注2）	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし					

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和2年4月1日～令和7年7月25日
---------	--------------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
10 人	60,367,015 円

（注意事項）

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会																																														
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 （1）資産の譲渡（棚卸資産を含む。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>譲渡資産の内容</th> <th>譲渡年月日</th> <th>譲渡価格</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> （2）資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>貸付資産の内容</th> <th>貸付年月日</th> <th>対価の額</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等	なし				円						円		取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等	なし				円						円						円	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等																																										
なし				円																																											
				円																																											
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等																																										
なし				円																																											
				円																																											
				円																																											

（注意事項）

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第4表付表2 (次葉)

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年3月15日	6,000円	2020年度富士山測候所利用料の約20%割引 (学生割引)
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年3月15日	6,000円	2020年度富士山測候所利用料の約20%割引 (学生割引)
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年3月15日	6,000円	2020年度富士山測候所利用料の約20%割引 (学生割引)
		富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	令和2年8月25日	838,000円	2020年度富士山測候所利用料による。(収入)
		富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	令和2年8月31日	690,000円	2020年度富士山測候所利用料による。(収入)
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年2月5日	560,000円	2020年度富士山測候所利用料による。(収入)
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年2月22日	65,000円	2020年度富士山測候所利用料による。(収入)
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年2月22日	390,000円	2020年度富士山測候所利用料による。(収入)
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年2月26日	54,000円	2020年度富士山測候所利用料による。(収入)
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年3月8日	136,900円	2020年度富士山測候所利用料による。(収入)
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年3月15日	225,970円	2020年度富士山測候所利用料による。(収入)
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年3月25日	516,000円	2020年度富士山測候所利用料による。(収入)
		2020年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和3年3月29日	40,000円	2020年度富士山測候所利用料による。(収入)
		測候所機器等の維持管理等 (支出)	令和3年3月15日	2,211,000円	請求書による。(支出)
		測候所機器等の維持管理等 (支出)	令和3年3月31日	698,746円	請求書による。(支出)
		測候所機器等の維持管理等 (支出)	令和2年9月16日から令和3年3月31日	718,453円	請求書による。(支出)
		測候所機器等の維持管理等 (支出)	令和2年12月11日	660,000円	請求書による。(支出)
		測候所機器等の維持管理等 (支出)	令和2年10月2日	616,000円	請求書による。
		2021年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和4年3月8日	25,700円	2021年度富士山測候所利用料の約20%割引 (学生割引)

	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 3 月 8 日	20,100 円	2021 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 3 月 8 日	17,200 円	2021 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 3 月 8 日	5,800 円	2021 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 3 月 8 日	14,300 円	2021 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 3 月 8 日	5,800 円	2021 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 3 月 8 日	5,800 円	2021 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 3 月 8 日	17,200 円	2021 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	令和 3 年 10 月 29 日	9,983,650 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	令和 3 年 9 月 30 日	8,153,650 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	令和 3 年 9 月 30 日	8,113,963 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	令和 3 年 7 月 21 日	7,583,650 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	令和 3 年 9 月 6 日	1,903,360 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	令和 3 年 9 月 3 日	268,000 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	令和 3 年 12 月 28 日	408,700 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 3 年 10 月 29 日	241,815 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 3 年 10 月 26 日	785,500 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 3 年 11 月 25 日	474,600 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 3 年 11 月 15 日	548,565 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 2 月 22 日	86,050 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 2 月 2 日	141,820 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2021 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 3 月 8 日	364,800 円	2021 年度富士山測候所利用料による (収入)

	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 4 月 1 日	11,500 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 4 月 1 日	17,200 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 4 月 1 日	22,800 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 4 月 1 日	19,900 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 4 月 1 日	19,900 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 4 月 1 日	22,800 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 4 月 1 日	5,800 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 4 月 1 日	5,800 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 4 月 1 日	11,500 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 11 月 22 日	13,500 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 3 月 31 日	3,500 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 3 月 31 日	3,500 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 3 月 31 日	3,500 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 2 月 13 日	13,500 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 5 年 2 月 13 日	13,500 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 12 月 23 日	10,000 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 12 月 23 日	10,000 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 12 月 23 日	10,000 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2022 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 4 年 12 月 23 日	10,000 円	2022 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	ブルドーザによる機材運搬等 (支出)	令和 3 年 10 月 6 日	11,906,966 円	請求書による (支出)
	測候所機器等の維持管理等 (支出)	令和 3 年 7 月 9 日	2,294,600 円	請求書による (支出)
	し尿処理及び移送 (支出)	令和 3 年 9 月 3 日	545,600 円	請求書による (支出)

富士山頂における携帯電話サービスの提供（収入）	R4年10月31日	14,585,272円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
富士山頂における携帯電話サービスの提供（収入）	R4年8月25日	13,778,676円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
富士山頂における携帯電話サービスの提供（収入）	R4年8月31日	12,913,118円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
富士山頂における携帯電話サービスの提供（収入）	R4年11月30日	11,912,151円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2022年度 富士山測候所利用料（収入）	R4年9月27日	171,375円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2022年度 富士山測候所利用料（収入）	R4年12月14日	454,850円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2022年度 富士山測候所利用料（収入）	R4年11月25日	455,800円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2022年度 富士山測候所利用料（収入）	R4年11月22日	171,811円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2022年度 富士山測候所利用料（収入）	R4年12月27日	1,054,000円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2022年度 富士山測候所利用料（収入）	R4年12月23日	97,000円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2022年度 富士山測候所利用料（収入）	R4年12月28日	1,112,843円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2022年度 富士山測候所利用料（収入）	R5年2月13日	280,100円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2022年度 富士山測候所利用料（収入）	R5年3月31日	155,200円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2022年度 富士山測候所利用料（収入）	R5年4月1日	258,600円	2022年度富士山測候所利用料による（収入）
2023年度 富士山測候所利用料（収入）	令和6年1月26日	14,300円	2023年度富士山測候所利用料の約20%割引（学生割引）
2023年度 富士山測候所利用料（収入）	令和6年1月26日	23,000円	2023年度富士山測候所利用料の約20%割引（学生割引）
2023年度 富士山測候所利用料（収入）	令和6年1月26日	28,600円	2023年度富士山測候所利用料の約20%割引（学生割引）
2023年度 富士山測候所利用料（収入）	令和6年1月26日	19,900円	2023年度富士山測候所利用料の約20%割引（学生割引）
2023年度 富士山測候所利用料（収入）	令和6年1月26日	22,900円	2023年度富士山測候所利用料の約20%割引（学生割引）
2023年度 富士山測候所利用料（収入）	令和6年1月26日	19,900円	2023年度富士山測候所利用料の約20%割引（学生割引）
2023年度 富士山測候所利用料（収入）	令和6年1月26日	5,800円	2023年度富士山測候所利用料の約20%割引（学生割引）

2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 6 年 1 月 26 日	5,800 円	2023 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 6 年 1 月 26 日	5,800 円	2023 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 6 年 1 月 26 日	5,800 円	2023 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
ブルドーザによる機材運搬等 (支出)	R4 年 10 月 18 日	19,233,601 円	請求書による (支出)
測候所機器等の維持管理等 (支出)	R4 年 6 月 10 日	3,088,800 円	請求書による (支出)
し尿処理及び移送 (支出)	R4 年 8 月 22 日	858,000 円	請求書による (支出)
富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R5 年 8 月 25 日	12,603,214 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R5 年 7 月 31 日	11,459,322 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R5 年 7 月 31 日	10,873,766 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R5 年 8 月 31 日	10,782,910 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R5 年 10 月 25 日	189,919 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R5 年 10 月 17 日	362,050 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R5 年 10 月 3 日	15,000 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R5 年 11 月 27 日	455,800 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R5 年 11 月 24 日	364,257 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R5 年 10 月 17 日	142,207 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R5 年 11 月 22 日	153,532 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 4 月 30 日	443,700 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R5 年 11 月 27 日	44,000 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 1 月 31 日	1,548,996 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 2 月 13 日	331,800 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 2 月 15 日	100,500 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)

	2023 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 1 月 26 日	182,500 円	2023 年度富士山測候所利用料による (収入)
	ブルドーザによる機材重搬等 (支出)	R5 年 10 月 27 日	13,183,786 円	請求書による (支出)
	測候所機器等の維持管理等 (支出)	R5 年 6 月 12 日	2,684,000 円	請求書による (支出)
	し尿処理及び移送 (支出)	R5 年 9 月 7 日	858,000 円	請求書による (支出)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	14,300 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	17,300 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	5,800 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	5,800 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	5,800 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	2,900 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	5,800 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	5,800 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	5,800 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	5,800 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	5,800 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	5,800 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	令和 7 年 3 月 18 日	5,800 円	2024 年度富士山測候所利用料の約 20%割引 (学生割引)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R6 年 8 月 23 日	12,433,646 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R6 年 7 月 31 日	11,359,516 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R6 年 7 月 31 日	11,078,099 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R6 年 8 月 30 日	9,969,070 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)

	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 10 月 9 日	632,102 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 11 月 25 日	272,698 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 10 月 25 日	455,800 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 11 月 29 日	110,500 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 12 月 20 日	90,925 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R7 年 4 月 30 日	380,700 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 10 月 31 日	33,548 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R7 年 1 月 31 日	2,159,482 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R7 年 1 月 14 日	86,200 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R6 年 12 月 23 日	122,500 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	2024 年度 富士山測候所利用料 (収入)	R7 年 3 月 18 日	99,900 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	ブルドーザによる機材運搬等 (支出)	R6 年 10 月 8 日	12,550,223 円	請求書による (支出)
	測候所機器等の維持管理等 (支出)	R6 年 5 月 14 日	4,023,800 円	請求書による (支出)
	し尿処理及び移送 (支出)	R6 年 9 月 6 日	572,000 円	請求書による (支出)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R6 年 8 月 23 日	12,433,646 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R6 年 7 月 31 日	11,359,516 円	2024 年度富士山測候所利用料による (収入)
	富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	R7 年 7 月 18 日	4,471,868 円	2025 年度富士山測候所利用料金表による (収入)

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

なし

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
なし				

（注意事項）

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ	助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		☒ する	☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ

（注意事項）

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名		特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会				
事業名	具体的な事業内容	実施予定 (年月)	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	寄附金充当 予定額
1. 富士山測候所及び関連の施設での総合的運用事業						2,000,000 円
(1)インフラ関係						
	ブル道、建屋等インフラの構築と整備	2025 年 7 月～ 8 月	富士山頂、太郎坊・御殿場、東京事務所	50 名	研究者等（環境科学、高所医学、地震火山学等）	
	開所中の利用者の安全、登山の支援				500 名	
(2)科学的・学術的事業						
	太郎坊・御殿場の両観測サイトを活用した夏期観測を、7 月～8 月までの約 2 ヶ月間実施する。	2025 年 7 月～ 8 月	太郎坊・御殿場の観測サイト	50 名	研究者等（環境科学、高所医学、地震火山学等）	
	観測研究の実施支援（例年）				50 名	
	夏期観測報告・反省会実施					
(3)環境教育事業						
	山頂で取得した過去のデータを用いて、自由研究用教材の開発を行い、需要が高いと見られる夏休み期間の自由研究テーマ探しの需要に応じる。	2025 年 7 月～ 8 月	東京事務所	15 名	山頂観測結果等に興味のある一般人及び学生 約 20 名	
2. 富士山測候所及び関連の施設を活用した調査・研究を行う研究センターを運営する事業						250,000 円
	渡辺記念会より受託した調査研究事業を実施する。	通年	富士山頂、太郎坊・御殿場、東京事務所	5 名	研究者等（環境科学、高所医学、地震火山学等）	
	富士山環境研究センターに、NPO が所有する 2007 年以降のデータを利用可能な形で整理する。	通年			100 名	
	令和 6 年度に取得した文科省科研費による研究を継続するとともに、令和 7 年度の科研費の申請を行う。	4 月～3 月				
3. 国際及び国内シンポジウム等開催事業						500,000 円
	毎年成果報告会を主催 外国の山岳研究者を含む遠距離情報交換の集会も企画する。	2026 年 3 月 (毎年 3 月開催予定)	東京都内会議場 (Web 開催も含む。)	50 名	研究者等（環境科学、高所医学、地震火山学等）、自治体、報道関係者	
					約 200 名	
4. 富士山測候所関連の出版、インターネット、機関誌及びその他マスメディア等を通じた情報発信等広報事業						250,000 円
	NPO オフィシャルサイトの改善等を継続して実施する。	随時	東京事務所	8 名	山頂観測結果等に興味のある一般人及び学生	

「野中到・千代子資料館」に、夫 妻の子孫から頂いた画像資料の 他、富士山測候所に関する歴史的 資料をデジタル・アーカイブとし て公開	4月～3月				約500名	
--	-------	--	--	--	-------	--

2020年度 富士山測候所利用料金表

2020/7/1*⁵
富士山測候所を活用する会

1. 費目別料金

費目	単位	研究グループ	企業グループ	備考
施設維持管理料	グループ	50,000円	100,000円	インフラ(電源・建物・道路等)の維持管理及び安全管理

1.2 装置料

費目	単位	研究グループ	企業グループ	備考
装置設置料 *1 夏期 *2 冬期	m・月	10,000円	12,300円	・前年度夏期観測撤収後も装置を①次シーズンまで通年観測で使用する場合、②山頂に残置する場合の設置場所の提供

1.3 太郎坊基地装置料

費目	単位	研究グループ	企業グループ	備考
施設維持管理料* ⁵	グループ	40,000円	60,000円	インフラ(電源・建物・道路等)の維持管理及び安全管理
装置設置料 *1				(場所・電源の提供)
通年	単独利用	m・月 4,000円	6,000円	・装置据付場所の提供、装置電源の提供
	御殿場と併用	m・月 3,000円	5,000円	
夏期	単独利用	m・日 200円	300円	
	御殿場と併用	m・日 150円	250円	
運用作業 代行料	高度定期作業	回 4,500円	4,500円	手順書に従った高度な定期作業代行
	単純定期作業	回 700円	700円	手順書に従った単純な定期作業代行
	障害対応作業	回 9,100円	9,100円	障害対応手順書または依頼者指示による障害対応代行作業
インターネット利用料* ⁵	グループ	2,000円	3,000円	インターネット回線の提供
	日	100円	150円	

1.4 御殿場基地装置料

費目	単位	研究グループ	企業グループ	備考
施設維持管理料* ⁵	グループ	30,000円	50,000円	インフラ(電源・建物・道路等)の維持管理及び安全管理
装置設置料 *1				(場所・電源の提供)
通年	単独利用	m・月 4,000円	6,000円	・装置据付場所の提供、装置電源の提供
	太郎坊と併用	m・月 3,000円	5,000円	
夏期	単独利用	m・日 200円	300円	
	太郎坊と併用	m・日 150円	250円	
運用作業 代行料	高度定期作業	回 4,500円	4,500円	手順書に従った高度な定期作業代行
	単純定期作業	回 700円	700円	手順書に従った単純な定期作業代行
	障害対応作業	回 9,100円	9,100円	障害対応手順書または依頼者指示による障害対応代行作業
インターネット利用料* ⁵	グループ	2,000円	3,000円	インターネット回線の提供
	日	100円	150円	

1.5 利用者料

費目	単位	基準料金 *3 (非会員・賛助会員)	割引料金 *4 (正会員・学生会員・ 高所医学被験者)	備考
御殿場基地 利用料	終日利用 (24h利用)			
	一般	人 5,000円	4,000円	
	学生	人 3,000円	2,400円	

*1) 占有面積は機材を設置してある固まり単位の面積(最小単位 1 m²、小数点以下切上)を合計して算出する。

*2) 2020年においては夏期の月数は2ヶ月、冬期の月数は10ヵ月とする。

*3) 利用者料の基準料金の適用対象者は、非会員および賛助会員とする。

*4) 利用者料の割引料金は、基準料金より20%ディスカウントした額の特典を提供するもので、適用対象者は①正会員、②学生会員、および③高所医学研究の被験者とする。

*5) 太郎坊および御殿場の利用料については、7/5に改定を行った。なお、施設維持管理料については7/5以降に新規設置する場合のみ適用する。

2. 利用料金の支払い時期

利用料金は事務局と協議の上、請求書に基づき支払っていただきます。

2021年度 富士山測候所利用料金表

2021/7/1
認定NPO法人 富士山測候所を活用する会

費目別料金

1. 山頂庁舎設置料

費目		単位	研究グループ	企業グループ	備考
施設維持管理料（コロナ特別対策費含む）		グループ	70,000円	160,000円	インフラ（電源・建物・道路等）の維持管理及び安全管理
運搬料	荷物（太郎坊ー山頂）	kg	700円	800円	ブルドーザーによる機材・手荷物等の上げ荷・下げ荷
	荷物管理者（太郎坊ー山頂）	人	14,600円	18,000円	ブルドーザーによる荷物管理者の上山・下山
装置設置料	夏期 *1 *2	利用優先権なし	3,500円	4,000円	（場所・電源の提供） ・装置据付場所（屋外を含む）の提供 ・装置電源の提供 （運用作業） ・装置の搬入、据付、撤去、搬出作業の立会 ・ランプ目視確認作業 ・依頼者指示による電源OFF/ON
		利用優先権あり	9,000円	9,500円	
	冬期 *3	10,000円	12,000円	・夏期観測撤収後も装置を①次シーズンまで通年観測で使用する場合、②山頂に残置する場合の設置場所の提供	
	運用作業 代行料	高度定期作業	回	5,000円	5,000円
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	9,200円	9,200円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
屋内インターネット（無線・有線）利用料		日	1,200円	1,200円	・インターネット回線の提供

2. 太郎坊基地設置料

費目		単位	研究グループ	企業グループ	備考
施設維持 管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ（電源・建物・道路等）の維持管理及び安全管理
	太郎坊利用のみ、ないしは 太郎坊・御殿場利用のみ		40,000円	80,000円	
装置設置料	夏期	㎡・月	2,100円	3,000円	（場所・電源の提供） ・装置据付場所の提供、装置電源の提供
	冬期	㎡・月	4,200円	6,000円	
運用作業 代行料	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット（無線・有線）利用料	グループ	2,000円	3,000円	・インターネット回線の提供
		日	100円	150円	

3. 御殿場基地設置料

費目		単位	研究グループ	企業グループ	備考
施設維持 管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ（電源・建物・道路等）の維持管理及び安全管理
	山頂利用なし・太郎坊利用あり		0円	0円	
	御殿場利用のみ		20,000円	40,000円	
装置設置料	山頂利用あり・太郎坊利用あり	㎡・月	0円	1,000円	（場所・電源の提供） ・装置据付場所の提供、装置電源の提供
	山頂利用なし・太郎坊利用あり		2,100円	3,000円	
	御殿場利用のみ		4,200円	6,000円	
運用作業 代行料	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット（無線・有線）利用料	グループ	2,000円	3,000円	・インターネット回線の提供
		日	100円	150円	

4. 山頂・御殿場利用者料（コロナ特別対策費含む）

費目		単位	基準料金 *4 (非会員・賛助会員)	割引料金 *5 (正会員・学生会員・ 高所医学被験者)	備考
山頂庁舎 利用料	昼間利用 (8h利用)	一般	4,500円	4,000円	
		学生 *6	3,500円	2,900円	大学生及び大学院生
		中高生、児童 *6	900円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
	終日利用 (24h利用)	一般	13,500円	11,500円	
		学生 *6	15,000円	8,500円	大学生及び大学院生
		中高生、児童 *6	1,500円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
御殿場基地 利用料	終日利用 (24h利用)	一般	4,500円	3,700円	
		学生	3,500円	2,900円	

※ 上記料金表はすべて消費税込みの料金とする

- *1) 占有面積は機材を設置してある固まり単位の面積（最小単位 1 m²、小数点以下切上）を合計して算出する。
- *2) 夏期の日数は装置を設置した日から撤収した日までの通算の日数とする。ただし、①通年観測装置、②冬期も残置する装置については60日とする。
- *3) 冬期の月数は10カ月とする。
- *4) 利用者料の基準料金の適用対象者は、非会員および賛助会員とする。
- *5) 利用者料の割引料金は、基準料金より約20%ディスカウントした額の特典を提供するもので、適用対象者は①正会員、②学生会員、および③高所医学研究の被験者とする。
- *6) 学生、中学生、高校生および児童については、必ず引率者（一般）が同伴すること。
- *7) ただし、優先利用者と併合した場合は、協議により調整する。

利用料金の支払い時期

利用料金は夏季観測終了後に請求書に基づき支払うものとする。

2022年度 富士山測候所利用料金表

2022/5/28
認定NPO法人 富士山測候所を活用する会

1. 山頂庁舎設置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持管理料 (コロナ特別対策費含む)		グループ	70,000円	500,000円	インフラ (電源・建物・道路等) の維持管理及び安全管理
運送料	荷物 (太郎坊一山頂)	kg	710円	810円	ブルドーザーによる機材・手荷物等の上げ荷・下げ荷
	荷物管理費 (太郎坊一山頂)	人	15,600円	19,000円	ブルドーザーによる荷物管理費の上山・下山
設置設置料	夏期	利用優先権なし	㎡・日	3,500円	(場所・電源の提供) ・設置据付場所 (屋外を含む) の提供 ・設置電源の提供 (運用作業) ・装置の搬入、据付、撤去、搬出作業の立会 ・ランプ目視確認作業 ・依頼者指示による電源OFF/ON
	*1 *2		*設置面積㎡×日数を入力		
		利用優先権あり	㎡・日	9,000円	・屋内外設置場所が重なった場合の優先利用 ・電力の優先的利用 ・24h滞在定員13名を超えた場合の優先利用 *7
	冬期	*3	㎡・月	10,000円	・夏期観測撤収後も設置を①次シーズンまで通年観測で使用する場合、②山頂に残置する場合の設置場所の提供
運用作業代行料	高度定期作業	回	5,000円	5,000円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	9,200円	9,200円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット (無線・有線) 利用料	日	1,200円	1,200円	・インターネット回線の提供

2. 太郎坊基地設置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ (電源・建物・道路等) の維持管理及び安全管理
	太郎坊利用のみ、ないしは太郎坊・御殿場利用のみ		40,000円	80,000円	
設置設置料	夏期	㎡・月	2,100円	3,000円	(場所・電源の提供) ・設置据付場所の提供、設置電源の提供
	*1 冬期	㎡・月	4,200円	6,000円	・手順書に従った高度な定期作業代行
運用作業代行料	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット (無線・有線) 利用料	グループ	2,000円	3,000円	・インターネット回線の提供
		日	100円	150円	

3. 御殿場基地設置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ (電源・建物・道路等) の維持管理及び安全管理
	山頂利用なし・太郎坊利用あり		0円	0円	
	御殿場利用のみ		20,000円	40,000円	
設置設置料	山頂利用あり・太郎坊利用あり	㎡・月	0円	1,000円	(場所・電源の提供)
	*1 山頂利用なし・太郎坊利用あり		2,100円	3,000円	・設置据付場所の提供、設置電源の提供
	御殿場利用のみ		4,200円	6,000円	
運用作業代行料	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット (無線・有線) 利用料	グループ	2,000円	3,000円	・インターネット回線の提供
		日	100円	150円	

4. 山頂・御殿場利用者料 (コロナ特別対策費含む)

費目		単位	基準料金 *4	割引料金 *5	備考
			(非会員・賛助会員)	(正会員・学生会員・高所医学被験者)	
山頂庁舎利用料	昼間利用 (8h利用)	一般	4,500円	4,000円	
		学生 *6	3,500円	2,900円	大学生及び大学院生
		中高生、児童 *6	900円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
	終日利用 (24h利用)	一般	13,500円	11,500円	
		学生 *6	15,000円	8,500円	大学生及び大学院生
		中高生、児童 *6	1,500円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
御殿場基地利用料	終日利用 (24h利用)	一般	4,500円	3,700円	
		学生	3,500円	2,900円	

合計

※ 上記料金表はすべて消費税込みの料金とする

*1) 占有面積は機材を設置してある固まり単位の面積 (最小単位 1㎡、小数点以下切上) を合計して算出する。

*2) 夏期の日数は装置を設置した日から撤収した日までの通算の日数とする。ただし、①通年観測装置、②冬期も残置する装置については60日とする。

*3) 冬期の月数は10ヵ月とする。

*4) 利用者料の基準料金の適用対象者は、非会員および賛助会員とする。

*5) 利用者料の割引料金は、基準料金より約20%ディスカウントした額の特典を提供するもので、適用対象者は①正会員、②学生会員、および③高所医学研究の被験者とする。

*6) 学生、中学生、高校生および児童については、必ず引率者 (一般) が同伴すること。

*7) ただし、優先利用者と競合した場合は、協議により調整する。

※ 利用料金の支払い時期

利用料金は夏季観測終了後に請求書に基づき支払うものとする。

2023年度 富士山測候所利用料金表

2023/1/1
認定NPO法人 富士山測候所を活用する会

1. 山頂庁舎設置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持管理料 (コロナ特別対策費含む)		グループ	70,000円	500,000円	インフラ (電源・建物・道路等) の維持管理及び安全管理
運搬料	荷物 (太郎坊ー山頂)	kg	710円	810円	ブルドーザーによる機材・手荷物等の上げ荷・下げ荷
	荷物管理費 (太郎坊ー山頂)	人	15,600円	19,000円	ブルドーザーによる荷物管理者の上山・下山
装置設置料	夏期	利用優先権なし	㎡・日	3,500円	(場所・電源の提供)
	*1 *2		*設置面積㎡×日数を入力		・装置据付場所 (屋外を含む) の提供
		利用優先権あり	㎡・日	9,000円	・装置電源の提供
			*設置面積㎡×日数を入力		(運用作業)
運用作業 代行料	冬期	*3	㎡・月	10,000円	・装置の搬入・据付、撤去、搬出作業の立会
			*設置面積㎡×月数を入力		・ランプ目視確認作業
	高度定期作業	回	5,000円	5,000円	・依頼者指示による電源OFF/ON
	単純定期作業	回	700円	700円	・屋内外設置場所が重なった場合の優先利用
屋内インターネット (無線・有線) 利用料	障害対応作業	回	9,200円	9,200円	・電力の優先的利用
		グループ	2,000円	3,000円	・24h滞在定員13名を超えた場合の優先利用 *7
		日	100円	150円	・夏期観測撤収後も装置を④次シーズンまで通年観測で使用する場合、②山頂に残置する場合の設置場所の提供

2. 太郎坊基地設置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持 管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ (電源・建物・道路等) の維持管理及び安全管理
	太郎坊利用のみ、ないしは 太郎坊・御殿場利用のみ		40,000円	80,000円	
装置設置料	夏期	㎡・月	2,100円	3,000円	(場所・電源の提供)
	*1 冬期	㎡・月	4,200円	6,000円	・装置据付場所の提供、装置電源の提供
運用作業 代行料	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手帳書に従った高度な定期作業代行
	単純定期作業	回	700円	700円	※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・手帳書に従った単純な定期作業代行
					※採取用ボルト交換等のごく単純な作業
屋内インターネット (無線・有線) 利用料		グループ	2,000円	3,000円	・障害対応手帳書または依頼者指示による障害対応作業代行
		日	100円	150円	・インターネット回線の提供

3. 御殿場基地設置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持 管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ (電源・建物・道路等) の維持管理及び安全管理
	山頂利用なし・太郎坊利用あり 御殿場利用のみ		0円	0円	
装置設置料	山頂利用あり・太郎坊利用あり	㎡・月	0円	1,000円	(場所・電源の提供)
	*1 山頂利用なし・太郎坊利用あり		2,100円	3,000円	・装置据付場所の提供、装置電源の提供
	御殿場利用のみ		4,200円	6,000円	
	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手帳書に従った高度な定期作業代行
運用作業 代行料	単純定期作業	回	700円	700円	※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・手帳書に従った単純な定期作業代行
					※採取用ボルト交換等のごく単純な作業
屋内インターネット (無線・有線) 利用料		グループ	2,000円	3,000円	・障害対応手帳書または依頼者指示による障害対応作業代行
		日	100円	150円	・インターネット回線の提供

4. 山頂・御殿場利用料 (コロナ特別対策費含む)

費目		単位	基準料金 *4 (非会員・賛助会員)	割引料金 *5 (正会員・学生会員・ 高所医学被験者)	備考
山頂庁舎 利用料	昼間利用 (8h利用)	一般	4,500円	4,000円	
		学生 *6	3,500円	2,900円	大学生及び大学院生
		中高生・児童 *6	900円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
	終日利用 (24h利用)	一般	13,500円	11,500円	
		学生 *6	10,000円	8,500円	大学生及び大学院生
		中高生・児童 *6	1,500円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
御殿場基地 利用料	終日利用 (24h利用)	一般	4,500円	3,700円	
		学生	3,500円	2,900円	

合計

※ 上記料金表はすべて消費税込みの料金とする

*1) 占有面積は機材を設置してある固まり単位の面積 (最小単位 1㎡、小敷点以下切上) を合計して算出する。

*2) 夏期の日数は装置を設置した日から撤収した日までの通算の日数とする。ただし、①通年観測装置、②冬期も残置する装置については60日とする。

*3) 冬期の月数は10カ月とする。

*4) 利用者料の基準料金の適用対象者は、非会員および賛助会員とする。

*5) 利用者料の割引料金は、基準料金より約20%ディスカントした額の特典を提供するもので、適用対象者は①正会員、②学生会員、および③高所医学研究の被験者とする。

*6) 学生、中学生、高校生および児童については、必ず引率者 (一般) が同伴すること。

*7) ただし、優先利用者同士で重なった場合は、協議により調整する。

※ 利用料金の支払い時期

利用料金は夏季観測終了後に請求書に基づき支払うものとする。

2024年度 富士山測候所利用料金表

2024/1/1
認定NPO法人 富士山測候所を活用する会

1. 山頂行舎設置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持管理料（コロナ特別対策費含む）		グループ	70,000円	500,000円	インフラ（電源・建物・道路等）の維持管理及び安全管理
運搬料	荷物（太郎坊―山頂）	kg	710円	810円	ブルドーザーによる機材・手荷物等の上げ荷・下げ荷
	荷物管理費（太郎坊―山頂）	人	15,600円	19,000円	ブルドーザーによる荷物管理費の上山・下山
装置設置料	夏期	利用優先権なし	㎡・日	3,500円	（場所・電源の提供） ・装置据付場所（屋外を含む）の提供 ・装置電源の提供 （運用作業） ・装置の搬入、据付、撤去、搬出作業の立会 ・ランプ目視確認作業 ・依頼者指示による電源OFF/ON
	*1 *2		*設置面積㎡×日数を入力		
		利用優先権あり	㎡・日	9,000円	・屋内外設置場所が競合した場合の優先利用 ・電力の優先的利用 ・24h滞在定員13名を超えた場合の優先利用 *7
	冬期	*3	㎡・月	10,000円	・夏期観測撤収後も装置を①次シーズンまで過年度で使用する場合、②山頂に残置する場合の設置場所の提供
運用作業代行料	高度定期作業	回	5,000円	5,000円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	9,200円	9,200円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット（無線・有線）利用料	日	1,200円	1,200円	・インターネット回線の提供

2. 太郎坊基地装置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ（電源・建物・道路等）の維持管理及び安全管理
	太郎坊利用のみ、ないしは太郎坊・御殿場利用のみ		40,000円	80,000円	
装置設置料	夏期	㎡・月	2,100円	3,000円	（場所・電源の提供） ・装置据付場所の提供、装置電源の提供
	*1 冬期	㎡・月	4,200円	6,000円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
運用作業代行料	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット（無線・有線）利用料	グループ	2,000円	3,000円	・インターネット回線の提供
		日	100円	150円	

3. 御殿場基地装置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ（電源・建物・道路等）の維持管理及び安全管理
	山頂利用なし・太郎坊利用あり		0円	0円	
	御殿場利用のみ		20,000円	40,000円	
装置設置料	山頂利用あり・太郎坊利用あり	㎡・月	0円	1,000円	（場所・電源の提供） ・装置据付場所の提供、装置電源の提供
	*1 山頂利用なし・太郎坊利用あり		2,100円	3,000円	
	御殿場利用のみ		4,200円	6,000円	
運用作業代行料	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット（無線・有線）利用料	グループ	2,000円	3,000円	・インターネット回線の提供
		日	100円	150円	

4. 山頂・御殿場利用料（コロナ特別対策費含む）

費目		単位	単価		備考
			基準料金 *4 (非会員・賛助会員)	割引料金 *5 (正会員・学生会員・ 高所医学被験者)	
山頂行舎利用料	昼間利用 (8h利用)	一般	4,500円	4,000円	
		学生 *6	3,500円	2,900円	大学生及び大学院生
		中高生、児童 *6	900円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
	終日利用 (24h利用)	一般	13,500円	11,500円	
		学生 *6	10,000円	8,500円	大学生及び大学院生
		中高生、児童 *6	1,500円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
御殿場基地利用料	終日利用 (24h利用)	一般	4,500円	3,700円	
		学生	3,500円	2,900円	

合計

※ 上記料金表はすべて消費税込みの料金とする

*1) 占有面積は機材を設置してある固まり単位の面積（最小単位1㎡、小数点以下切上）を合計して算出する。

*2) 夏期の日数は装置を設置した日から撤収した日までの通算の日数とする。ただし、①過年度観測装置、②冬期も残置する装置については60日とする。

*3) 冬期の月数は10カ月とする。

*4) 利用料金の基準料金の適用対象者は、非会員および賛助会員とする。

*5) 利用料金の割引料金は、基準料金より約20%ディスカウントした額の特典を提供するもので、適用対象者は①正会員、②学生会員、および③高所医学被験者とする。

*6) 学生、中学生、高校生および児童については、必ず引率者（一般）が同伴すること。

*7) ただし、優先利用室同士で競合した場合は、協議により調整する。

※ 利用料金の支払い時期

利用料金は夏季観測終了後に請求書に基づき支払うものとする。

2025年度 富士山測候所利用料金表

2025/1/1
認定NPO法人 富士山測候所を活用する会

1. 山頂庁舎設置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持管理料 (コロナ特別対策費含む)		グループ	70,000円	500,000円	インフラ (電源・建物・道路等) の維持管理及び安全管理
運搬料	荷物 (太郎坊ー山頂)	kg	710円	810円	ブルドーザーによる機材・手荷物等の上げ荷・下げ荷
	荷物管理費 (太郎坊ー山頂)	人	15,600円	19,000円	ブルドーザーによる荷物管理費の上山・下山
装置設置料	夏期	利用優先権なし	3,500円	3,500円	(場所・電源の提供)
	*1 *2		*設置面積 m^2 ×日数を入力		・装置据付場所 (屋外を含む) の提供 ・装置電源の提供 (運用作業) ・装置の搬入・据付、撤去、搬出作業の立会 ・ランプ目視確認作業 ・依頼者指示による電源OFF/ON
		利用優先権あり	9,000円	8,800円	・屋内外設置場所が競合した場合の優先利用 ・電力の優先的利用 ・24h滞在定員13名を超えた場合の優先利用 *7
	冬期	*3	10,000円	12,000円	・夏期観測撤収後も装置を①次シーズンまで通年観測で使用する場合、②山頂に残置する場合の設置場所の提供
運用作業 代行料	高度定期作業	回	5,000円	5,000円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	9,200円	9,200円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット (無線・有線) 利用料	日	1,200円	1,200円	・インターネット回線の提供

2. 太郎坊基地設置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持 管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ (電源・建物・道路等) の維持管理及び安全管理
	太郎坊利用のみ、ないしは 太郎坊・御殿場利用のみ		40,000円	80,000円	
装置設置料	夏期	㎡・月	2,100円	3,000円	(場所・電源の提供)
	*1 冬期	㎡・月	4,200円	6,000円	・装置据付場所の提供、装置電源の提供
運用作業 代行料	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット (無線・有線) 利用料	グループ	2,000円	3,000円	・インターネット回線の提供
		日	100円	150円	

3. 御殿場基地設置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持 管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ (電源・建物・道路等) の維持管理及び安全管理
	山頂利用なし・太郎坊利用あり		0円	0円	
装置設置料	御殿場利用のみ		20,000円	40,000円	
	山頂利用あり・太郎坊利用あり	㎡・月	0円	1,000円	(場所・電源の提供)
運用作業 代行料	*1 山頂利用なし・太郎坊利用あり	㎡・月	2,100円	3,000円	・装置据付場所の提供、装置電源の提供
	御殿場利用のみ		4,200円	6,000円	
	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
運用作業 代行料	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
	屋内インターネット (無線・有線) 利用料	グループ	2,000円	3,000円	・インターネット回線の提供
		日	100円	150円	

4. 山頂・御殿場利用者料 (コロナ特別対策費含む)

費目		単位	単価		備考
			基準料金 *4 (非会員・賛助会員)	割引料金 *5 (正会員・学生会員・ 高所医学被験者)	
山頂庁舎 利用料	昼間利用 (8h利用)	一般	4,500円	4,000円	
		学生 *6	3,500円	2,900円	大学生及び大学院生
		中高生・児童 *6	900円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
	終日利用 (24h利用)	一般	13,500円	11,500円	
		学生 *6	10,000円	8,500円	大学生及び大学院生
		中高生・児童 *6	1,500円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
御殿場基地 利用料	終日利用 (24h利用)	一般	4,500円	3,700円	
		学生	3,500円	2,900円	

合計

※ 上記料金表はすべて消費税込みの料金とする

*1) 占有面積は機材を設置してある回まり単位の面積 (最小単位 1㎡、小致点以下切上) を合計して算出する。

*2) 夏期の日数は装置を設置した日から撤収した日までの通算の日数とする。ただし、①通年観測装置、②冬期も残置する装置については60日とする。

*3) 冬期の月数は10カ月とする。

*4) 利用者料の基準料金の適用対象者は、非会員および賛助会員とする。

*5) 利用者料の割引料金は、基準料金より約20%ディスカントした額の特典を提供するもので、適用対象者は①正会員、②学生会員、および③高所医学研究の被験者とする。

*6) 学生、中学生、高校生および児童については、必ず引率者 (一般) が同伴すること。

*7) ただし、優先利用者同士で競合した場合は、協議により調整する。

※ 利用料金の支払い時期

利用料金は夏季観測終了後に請求書に基づき支払うものとする。